

## 重要データの識別・認定

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報  
専門家による政策解説～

2022年11月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所

海外調査部

**【免責条項】**

本レポートは、北京市環球法律事務所に委託し、作成したものです。  
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

## 1.はじめに

2021年の「中華人民共和国データセキュリティ法」(以下、「データセキュリティ法」)、「中華人民共和国個人情報保護法」(以下、「個人情報保護法」)の施行により、「重要データ」について企業から高い関心が寄せられています。その理由として、重要データの域外提供について、データ越境安全評価の申告義務が課されるなど、関連企業にとって管理上避けて通れない問題になったためです。さらに、「データ域外移転安全評価弁法」(2022年9月1日施行)により、重要データ域外移転の安全評価の申告手続が明文化されたことから、企業における重要データの識別作業が必須になりました。しかし、「重要データとは具体的に何を指すのか」「どのように重要データを識別すればよいのか」といった疑問に対して明確な回答を示した規定はなく、重要データの識別作業を進めるにあたって、不明瞭な部分が存在しています。

本稿では、主に、企業から寄せられた重要データに関する疑問点を踏まえて、重要データの識別・認定について解説します。

## 2.重要データの概念および法的位置づけ

### (1) 重要データの概念

「重要データ」とはデータの一種です。データセキュリティ法により確定された「データ分類・等級付け保護制度」によると、データはその重要度に基づき、重要データ、コアデータ、その他(一般データ)に区分され、管理上、それぞれの安全管理措置を講じることが求められています。

法令上、重要データに関する定義は定められていませんが、データセキュリティ法第21条<sup>1</sup>では、「改竄、破壊、漏洩または不正取得、不正利用された場合における国家安全、公共利益または個人、組織の合法的権益が脅かされるデータ」に該当するものが重要データであると読み解くことができます。具体的にどの種類のデータが重要データに該当するかについては、2022年11月時点で、国レベルの正式な法令・ガイドライン等には示されていませんが、重要データの識別において参考となる法案・ガイドライン案は公開されています。

### (2) 重要データの法的位置づけ

重要データは、2017年6月1日施行の「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」により初めて誕生した概念ですが、その定義について同法では明文化されていませんでした。その後、全国情報安全標準化技術委員会(以下、「NISSTC」という)が重要データに関する国家標準の意見募集稿<sup>2</sup>を公表しましたが、制定には至っていません。

2021年9月1日施行のデータセキュリティ法では「データの分類・等級付け制度」が確

<sup>1</sup>データセキュリティ法第21条：国は、データ分類・等級付け保護制度を確立し、データの経済社会発展における重要度、および改竄、破壊、漏洩または不正取得、不正利用された場合における国家安全、公共利益または個人、組織の合法的権益が脅かされる程度に基づき、データに対し分類・等級付け保護を実行する。国家データセキュリティ業務協調メカニズムは、関係機関を統括・調整し、重要データ目録を制定し、重要データに対する保護を強化させる。

<sup>2</sup>「データ域外移転安全評価ガイドライン(意見募集稿)」。その附録Aに、28種類の重要データが列挙されている。

立され、データを重要データ、コアデータ、その他（一般データ）に区分することが要求されました。これに基づいて、初めて重要データの定義が示された「ネットワークデータセキュリティ管理条例（意見募集稿）」<sup>3</sup>（重要データの類型も第73条で簡単に記されました）が、国家インターネット情報弁公室から2021年11月14日に公表されましたが、こちらも未だ成立していません。つまり、2022年11月時点において、重要データ識別について定めた有効な法令規定は成立していません。

国家標準については、2017年の重要データに関する意見募集稿への意見を考慮し、また、データセキュリティ法の規定を踏まえ、「重要データ識別ガイドライン（意見募集稿）」が作成され、NISSTCから2021年9月23日に公表されました。また、2022年1月13日にはその修正版も公表されました。さらに、2022年3月16日には、計19項目の重要データ識別要素を記した「重要データ識別規則（意見募集稿）」（以下、「識別規則意見募集稿」）が作成されました。なお、識別規則意見募集稿は、その作成後、編集チーム内部でのみ検討されており、NISSTC ウェブサイトにて公式に発表されておらず、意見公募手続も行われていません。

なお、地方によっては、国家インターネット情報弁公室が制定した「データ域外移転安全評価弁法」および「データ域外移転安全評価申告ガイドライン（第一版）」に基づく、重要データの識別に関する地方級のデータ域外移転安全評価申告ガイドラインを制定している場合もあります<sup>4</sup>。

2022年11月時点では、重要データについて、目録やその識別について定めた国レベルの法令・ガイドライン等は公表されていません。しかし、「ネットワークデータセキュリティ管理条例（意見募集稿）」や、識別規則意見募集稿、地方級の規定には、重要データの定義、種類、その識別要求が示されています。制定には至っていない、法令案・ガイドライン案の段階のものもありますが、データ主管機関の重要データ識別に対する方針を理解するうえで参考とすることができます。

---

<sup>3</sup> 重要データとは、改竄、破壊、漏洩または不正取得、不正利用された場合に、国家安全、公共利益が脅かされるデータをいう。次の各号に掲げるものを含む。

（1）未公開の政務データ、業務上の秘密、情報に係るデータおよび法執行・司法に係るデータ。

（2）輸出管理データ。輸出管理品目に係るコア技術、設計案、製法等の関連データ。暗号化、生体、電子化情報、人工知能（AI）等の分野で、国家安全や経済競争力に直接影響を与える科学技術成果に係るデータ。

（3）国の法律、行政法規、機関規則が明確に定める、保護が必要な、または拡散が制御される国家経済運営データ、重要な業界の業務データ、統計データ等。

（4）工業、電気通信、エネルギー、交通、水利、金融、国防科学技術工業、税関、税務等の重要な業界および分野での安全な生産、運営に係るデータ。重要なシステムコアポネント、機器・装置のサプライチェーンに係るデータ。

（5）国の関係機関が定める規模または精度に達する遺伝子、地理、鉱物資源、気象等の人口および健康、自然資源および環境に係る国の基礎データ。

（6）国のインフラ、重要情報インフラの構築・運営およびその安全に係るデータ。国防施設、軍事管理区、国防科学研究生産企業等の重要なセンシティブエリアの地理・位置情報、安全管理状況等に係るデータ。

（7）国の政治、国土、軍事、経済、文化、社会、科学技術、生態、資源、核施設、領域外からもたらされる国の利益、生物、宇宙、極地、深海等の安全に影響を与えうるその他のデータ。

<sup>4</sup> 2022年9月1日、江蘇省インターネット情報弁公室が発表した「江蘇省データ域外移転安全評価申告業務ガイドライン（第一版）」に、重要データの定義等が記載されている。内容については「ネットワークデータセキュリティ管理条例（意見募集稿）」に定めるものとほぼ同じ。

### 3.重要データの識別・認定規則

どのように重要データを識別するのかについて、「ネットワークデータセキュリティ管理条例（意見募集稿）」や識別規則意見募集稿等の規定を踏まえて解説します。

#### (1) 重要データの識別・認定に関する原則

識別規則意見募集稿は、重要データの識別・認定に関する原則を定めたものであり、企業による重要データ識別において参考となる指針が示されています。その中で、日系企業が特に留意すべきと思われる原則について説明します。

##### (ア) 安全への影響を焦点とする原則

前述のとおり、重要データの概念は、データセキュリティ法を起点としています。それによると、重要データとは、「国家安全、公共利益または個人、組織の合法的権益に関わるもの」としています。識別規則意見募集稿第 3.1 条では、重要データの概念についてさらに限定しており、「重要データとは、特定分野、特定集団、特定区域または一定の精度および規模に達した、改竄、破壊、漏洩または不正取得、不正利用された場合に、国家安全、経済運営、社会の安定、公共の健康および安全が脅かされうるデータ」と定義しています。

識別規則意見募集稿第 4 条「基本原則」には、「(a) 安全への影響を焦点とする」とあり、その説明によると、「国家安全、経済運営、社会の安定、公共の健康および安全等の角度から重要データを識別する。組織自身または公民の個体のデータに影響を与えるだけであれば、通常、重要データとは見なさない」としています。つまり、企業の内部管理に関連するデータは、公民の権益保護において重要とされるデータ（例：機微な個人情報など）であっても重要データには該当しないと解されます。

このため、企業は重要データの識別において、「国家安全に影響を与えるか否か」といった観点から検討する必要があります。「自社にとって重要だ」というだけでは重要データには該当しません。

##### (イ) 動的な識別・再評価の原則

識別規則意見募集稿第 4 条「基本原則」に、「(f) 動的な識別・再評価」とあり、その説明によると、「データの用途、共有方法、重要性等の変化が生じるに従い、重要データを動的（ダイナミック）に識別し、かつ重要データの識別結果を定期的に再検査すること」としています。この原則に基づく、重要データは、1 回識別すれば済むものではなく、最初の識別において重要データに該当しないデータであっても、今後、データの量、用途、客観的状況の変化等により、重要データに該当する可能性もあります。

そのため、企業は、その取扱うすべてのデータに対し、定期的に、重要データの識別作業を実施し、確認していく必要があります。

#### (2) 重要データの識別・認定に関する規則

では、こういったデータが「国家安全に影響を与えうる重要データ」に該当するのでしょうか。識別規則意見募集稿第5条では、19項目の重要データの識別要素を示し、重要データの類型について具体例を挙げています。その中でも、一般企業に関係が深いと思われる識別要素について次のとおり抜粋します。

- ・ 市場秩序または国家経済の命脈の安全に直接影響を与えるもの。例えば、重要なインフラストラクチャーが属する業界、分野のコア業務の運営または重要経済分野の生産を支えるデータ等は重要データに該当する。
- ・ 国の科学技術の実力に関係し、国際競争力に影響を与える、または輸出規制品目に関係するもの。例えば、国の科学技術イノベーションの重大な成果を示すもの、または中国の輸出禁止・輸出制限品目の設計原理、生産工程、製作方法等を表す情報およびソースコード、集積回路図、技術スキーム、重要パラメータ、実験データ、検査報告等は重要データに該当する。
- ・ 国または地域の集団の健康・生理状況を示すもの。疾病の伝播および予防・治療に関係するもの。食品・医薬品の安全に関係するもの。例えば、健康・医療資源データ、大量の人口の診療および健康管理のデータ、疾病の防疫データ、健康救済保障データ、特定の医薬品の実験データ、食品安全トレーサビリティ標識情報等は重要データに該当する。

### **(3) 一部の業界・分野における重要データ**

前述のとおり、重要データの識別は、国家安全に影響を与える影に基づくものです。そのため、「一般企業が取扱うデータが、国家安全に影響を与えうるデータである可能性は低い」と考える企業も多いと思われる。また、逆に、こういった業界や分野で「重要データ」に該当するデータを取扱う可能性があるのかといった疑問も湧いてくるでしょう。

この点について、結論として、「絶対に重要データを取扱うことはない」と言い切れる業界・分野というものは存在しない」と解されます。重要データに該当するデータを取扱う業界・分野は幅広く、一般企業も含まれる可能性があります。特に、インターネットの応用範囲の拡大、モノのインターネット（IoT）、クラウドコンピューティング、人工知能（AI）等の技術の急速な発展に伴い、インターネット企業、各種製品・サービスを提供するその他の事業者が重要データを取扱う可能性も高くなっています。

企業の重要データ識別については、これまでに公表されている、特定の業界・分野向けの重要データに関する法令・ガイドライン等（意見募集稿の段階のものも含め）を参考とすることができます。以下に、主なものを挙げます。

#### **(ア) 自動車分野**

「自動車データ安全管理についての若干規定（試行）」では、次に掲げるデータは重要データに該当すると定めています。

- ・ 軍事管理区、国防科学工業単位および県級以上の中国共産党機関・国家行政機関等の重要センシティブ区域の地理情報、人員・車両の出入り数量等のデータ

- ・ 車両の走行量、物流等の経済運営状況を示すデータ
- ・ 自動車充電ネットワークの運営データ
- ・ 人の顔、ナンバープレート等を含む車載カメラから撮影された動画、画像データ
- ・ 個人情報主体に関わる 10 万人以上の個人情報
- ・ 国家インターネット情報機関および国務院発展改革委員会、工業情報化部、公安、交通運輸部等の関係機関が確定する国家安全、公共利益または個人、組織の合法的權益を脅かしうるその他のデータ

#### (イ) 工業情報化分野

工業情報化部が作成した「工業分野重要データおよびコアデータ識別規則（草案）」を参考とすることができます（「工業分野重要データおよびコアデータ識別規則（草案）」は公式サイト等では公開されていませんが、主管機関に問い合わせたところ、個別に企業に提供しているようです）。なお、工業情報化部により指定された試行企業は、当該規則案に基づき、2021 年末から重要データの識別作業を実施し、報告を行っています。<sup>5</sup>

#### (ウ) 電気通信分野

「YD/T 3867-2021 基礎電気通信企業の重要データ識別ガイドライン」では、基礎電気通信業界における重要データについて、「基礎電気通信企業が取扱う通信業界の全般的な状況を示すことができるデータ（ネットワークの計画、構築、重要な技術情報等）」と定義しています。しかし、外資系企業の投資には制限規定があり、関連事業を営む日系企業は少ないと思われることから、本稿では詳述を省略します。詳細については当該ガイドラインの原文をご参照ください。

### 4. 日系企業の対応

重要データに該当するデータを取扱う可能性のある業界・分野は幅広く、重要データの識別結果が、そのデータ管理に直接関係します。これらの義務に違反した企業、その主要責任者は処罰の対象となる可能性があるため、重要データの識別はすべての企業において極めて重要な問題として考えなければなりません。企業は、前掲の内容に基づき、多少厳しめの基準を以て、重要データを識別するようにし、識別をすることが出来ない場合は、自業界を主管する政府機関やインターネット情報機関に問い合わせることをお勧めします。

北京市環球法律事務所

<sup>5</sup>「工業分野データセキュリティ管理試行業務の展開の手配に関する通知」（2021 年 12 月 10 日、工業情報化部弁公庁から公布）

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20220046>



本レポートに関するお問い合わせ先：  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
海外調査部 中国北アジア課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
TEL：03-3582-5181  
E-mail：ORG@jetro.go.jp